

## 技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業実施要領

### 第1 趣旨

技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業の実施については、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号。以下「規則」という。）及び長岡市農林水事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 目的

本事業は農業法人等が新たに就農（就業）しようとする青年等を雇用し、現場での経営に必要な技術と知識を習得させるための研修を受けさせることで、これからの担い手となる青年等の確保を目的とする。

### 第3 事業対象者（事業主体）

事業主体は研修を行う者のことを言い、長岡市内に住所を有し、別に定める農畜水産業等を営む者であり、下記に該当する者（以下農畜水産業経営者等という）

- (1) 新規就農（就業）者に対して栽培・生産等の管理技術・経営能力などを身につけさせるための指導を行うことができる農畜水産業経営者等であること
  - (2) 研修者において、重複した期間で国、または他の地方公共団体等の機関から同様の事業に係る助成を受けていないこと
  - (3) 経営状態が良好だと判断できる者
  - (4) 農業者においては認定農業者であること
- 2 研修を受ける被雇用者は以下の要件をすべて満たす者とする。（以下研修者という）
- (1) 長岡市内に住所を有し、研修終了後も継続して市内で農畜水産物の生産に関する事業に従事できる者
  - (2) 当該年度4月1日時点で45歳未満である青年等であること
  - (3) 過去に事業主体となる研修先（雇用先）と雇用契約を締結していないこと

### 第4 雇用に関する留意事項

農畜水産業経営者等は研修者を雇用するに当たっては以下の事項に留意すること

- (1) 雇用契約書には作業内容（研修内容）1カ月の所定労働時間、賃金、休日の定め、有給休暇の取扱等労働条件に関する事項を記載すること
- (2) 研修を受ける者と期間の定めのない雇用契約を締結すること
- (3) 労働保険（雇用保険・労災保険）に加入し、万が一の事態に対応できること

## 第5 対象期間

研修者1人あたりの補助対象期間は研修（雇用契約）の開始日から最大で36カ月とする。

## 第6 必要書類

補助金の交付申請にあたっては補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）に以下の書類を添付し市長へ提出するものとする。ただしイおよびウについては必要事項が記載されている場合は任意様式でかまわない。

- ア 事業計画書（様式1号）
- イ 雇用契約書写し（参考様式2号）
- ウ 被雇用者の履歴書（参考様式3号）
- エ 雇用者の直近の確定申告書
- オ 各種保険に加入していることがわかる書類
- カ その他特に市長が必要と認める書類

2 2年度目以降継続して交付を申請するものはイ、ウ及びオの書類の添付を省略することができる。

## 第7 補助金の申請及び交付

補助金の申請は原則として、申請する補助金の対象期間の初日からその年度の3月31日までに行うものとする。

2 補助金は要綱第10条に規定される額を確定した後、交付を行うことを基本とする。ただし、交付決定を受けた者が研修実施実績書（様式第4号）を提出した場合、6月を単位として補助金を概算払請求することができることとする。

## 第8 補助金額の算定

1 カ月当たりの補助金額は、研修者の1カ月当たり賃金相当額（残業代や賞与などの各種手当、保険料等を除く基本給）の50%以内とする。（千円未満切捨、補助上限額は100千円）

## 第9 事業の中止及び補助金の返還等

事業主体及び研修者の提出した書類に虚偽の記載があった場合のほか、事業の目的に反する事実が認められた場合は補助金の交付を中止するものとし、既に交付した補助金がある場合はそれを返還させるものとする。

## 第10 状況報告

研修者は、研修終了後2年間は6月ごとに状況報告書を提出すること（様式第5号）

## 第11 事業終了後の責務

研修者は、事業対象期間終了後、独立自営就農または、経営継承等により、自ら農畜水産業の経営に参画するまたは、農畜水産業の生産活動に継続して従事するよう努めること

2 事業主体は研修者が前項にあげた事項を達成できるようサポートすること

## 第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成27年9月16日から施行し、平成27年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成29年9月12日から施行し、平成29年度事業から適用する。